

# 委任状

**全権を委任された者のみ  
書類送達を請求できる**

本状をもって、弁護士 ヨルク・シュテファン エッカート、Marienstrasse 18,  
40212 Düsseldorf

全権を委任する。

- 当委任状は、次なる要件に関係する全ての行為の権限を与えるものである。とりわけ、訴訟審理の遂行、離婚訴訟申し立ての申請とそれに続く申請手続き、反訴提起、書類送達の実施ならびに受領、代理人の選任、係争の和解、断念、認諾による調停、上訴の申し立てまたは取り下げ、あるいは断念。その他に、金銭や有価物の受領、特に訴訟対象物や裁判相手、司法出納局から、又はその他の部署から償還された費用の受領、ならびに、民法典第181条の制約を受けずに、金銭や有価物の任意処分に関する権限を与える。  
さらに、契約関係の創設と終結、一方的な意思表示の伝達、特に規定どおりの、或いは異例の解雇通知の言い渡し。

この委任状の権限は、次なる要件から派生する付帯手続きにも及ぶものである。例えば、仮差し押さえ、並びに仮処分、裁判費用制定、強制執行及び強制執行によって生じる別個の手続き（例えば民事訴訟法第726条～732条、第766条～774条、785条、805条、872条以下、等々）強制競売、並びに強制管理、供託手続き、和解手続き、及び破産手続き。

- この委任状は、刑事事件、損害補償請求を伴う刑事事件の付帯訴訟手続き、並びに予審手続き、及び刑事訴訟法第411条2項に基づく、不出頭の場合の代理と、刑事訴訟法第233条、1項、第234条に基づく、明確に表明された全権を伴う、罰金事件等における代理と弁護に権限を与える。（刑事訴訟法第302条、第374条）  
さらに、刑事訴訟法による申し立て、及びその他、刑事訴訟法に基づき許容された申し立て、並びに刑事訴追措置の補償金に関する、とりわけ分担金手続きに関する、法律に基づいた訴訟申し立て。

この委任状は、全ての裁判審議に有効であり、また、付帯訴訟、個人訴訟、並びに反訴にも及ぶものである。

本状は、特に次の項目を包括する。

書類送達の実施並びに受領、委任権限の全て、あるいは一部を他に委嘱する。(復代理) 上訴申し入れ、取り下げ、あるいは上訴放棄。

金銭、有価物、記録文書、保釈金や罰金の支払いの受領、並びに受領の証明書発行、及び書類閲覧。

---

(日付、署名)